

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	後期高齢者医療制度に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寒川町は、後期高齢者医療制度に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

寒川町長

## 公表日

令和8年2月20日

# I 関連情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	後期高齢者医療制度に関する事務
②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、後期高齢者医療制度では、75歳以上の者又は65歳以上75歳未満で厚生労働省令で定めるところにより政令で定める程度の障害の状態にある者を被保険者とし、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。</p> <p>基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・後期高齢者医療広域連合:被保険者の資格管理や被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付</li><li>・市町村:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収、未納者への督促、滞納処分である。</li></ul> <p>寒川町は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①被保険者の各種申請・届出に関する事務 (高齢者の医療の確保に関する法律 第50条第2号、第54条 等)</li><li>②保険料の徴収、還付に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第104条第1項)</li><li>③資料の提供に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第138条第3項)</li></ul> <p>(公金受取口座を活用した還付の実施) 後期高齢者医療保険料の還付に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"><li>・後期高齢者医療システム</li><li>・団体内統合宛名システム</li><li>・EUCシステム</li><li>・統合収納管理システム</li><li>・統合滞納管理システム</li><li>・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム</li><li>・医療保険者等向け中間サーバー等</li><li>・統合宛名管理システム</li><li>・後期高齢者医療標準システム</li></ul>

## 2. 特定個人情報ファイル名

- ・後期高齢関係ファイル
- ・統合収納関係ファイル
- ・統合滞納関係ファイル
- ・住登外者宛名番号管理関係ファイル
- ・団体内統合宛名関係ファイル

## 3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>・番号法第9条(利用範囲) &lt;別表(第九条関係)における利用範囲の根拠&gt; 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「後期高齢者医療」が含まれる項 (85の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条</p> <p>・寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条</p>
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠＞</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者(市町村)」または「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」または「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、158、161、164、165、166及び173の項)</p> <p>＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(117の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている



11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [ ]全項目評価又は重点項目評価を実施する

<p>最も優先度が高いと考えられる対策</p>	<p>[ 8 ] 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業者に対する教育・啓発</li> </ol>
<p>当該対策は十分か【再掲】</p>	<p>[ 十分である ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 特に力を入れている</li> <li>2) 十分である</li> <li>3) 課題が残されている</li> </ol>
<p>判断の根拠</p>	<p>■寒川町における措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①物理的安全管理措置…セキュリティワイヤーによる固定／のぞき見防止の配置</li> <li>②技術的安全管理措置…後期高齢者医療システムへのアクセス時における二要素認証／ウイルス対策ソフトウェアの導入／外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク</li> <li>③移行作業時に関する措置…移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。</li> </ol> <p>■中間サーバ・プラットフォーム(以下「中間SVPF」という。)における措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①物理的安全管理措置…中間SVPFは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(以下「ISMAP」という。)に登録されたクラウドサービス事業者(以下「CSP」という。)が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はCSPが実施する。なお、CSPは、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けており、日本国内でデータを保管している。</li> <li>②技術的安全管理措置…中間SVPFではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。／中間SVPFでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。／導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。／中間SVPFは、CSPが保有・管理する環境に設置し、インターネットとは切り離された閉域ネットワーク環境に構築する。／中間サーバのデータベースに保存される特定個人情報は、中間SVPFの事業者及びCSPがアクセスできないよう制御を講じる。／中間サーバと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。／中間SVPFの移行の際は、中間SVPFの事業者において、移行するデータを暗号化した上で、インターネットを経由しない専用回線を使用し、VPN等の技術を利用して通信を暗号化することでデータ移行を行う。</li> </ol> <p>■ガバメントクラウド(以下「ガバクラ」という。)における措置</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①物理的安全管理措置…ガバクラについてはISMAPのリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバ等は、CSPが保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入室管理策を行っている。／事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</li> <li>②技術的安全管理措置…国及びCSPは利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。／地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。)又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下「運用管理補助者」という。))は、ガバクラが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。／CSPは、ガバクラに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。／CSPは、ガバクラに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。／地方公共団体が委託したASP又は運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。／ガバクラの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。／地方公共団体やASP又は運用管理補助者の運用保守地点からガバクラへの接続については、閉域ネットワークで構成する。／地方公共団体が管理する業務データは、国及びCSPがアクセスできないよう制御を講じる。</li> </ol>

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I-4①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成28年12月28日	I-4②法令上の根拠	・番号法 第19条第7号 別表第二の82及び83の項  ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第43条		事後	
平成28年12月28日	I-5②所属長	保険年金課長 福岡 いくよ	保険年金課長 石川 誠二	事後	
平成30年4月17日	I-5②所属長	保険年金課長 石川 誠二	保険年金課長 三留 美紀	事後	
平成31年1月31日	IV リスク対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	保険年金課長 三留 美紀	保険年金課長	事後	
令和2年2月14日	5年経過前の評価の再実施				
令和2年2月14日	I-4①実施の有無	実施しない	実施する	事後	
令和2年2月14日	II-1 対象人数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和2年2月14日	II-2 取扱者数	平成27年3月1日時点	令和2年2月1日時点		
令和3年5月10日	I-7請求先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	事後	
令和3年5月10日	I-8連絡先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111	事後	
令和4年3月11日	I-1②事務の概要	②保険料の徴収に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第104条第1項)	②保険料の徴収、還付に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第104条第1項)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月11日	I-4②法令上の根拠	<p>番号法 第9条 別表第一の59の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第46条</p>	<p>番号法 第9条 別表第一の59の項 第19条8号 別表第二の82の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第46条</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日 内閣府令第7号/総務省令第7号) 第43条の2の2</p>		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	I-1②事務の概要	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、後期高齢者医療制度では、75歳以上の者又は65歳以上75歳未満で厚生労働省令で定めるところにより政令で定める程度の障害の状態にある者を被保険者とし、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。</p> <p>基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療広域連合:被保険者の資格管理や被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付</li> <li>・市町村:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収、未納者への督促、滞納処分</li> </ul> <p>である。</p> <p>寒川町は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の各種申請・届出に関する事務 (高齢者の医療の確保に関する法律 第50条第2号、第54条 等)</p> <p>②保険料の徴収、還付に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第104条第1項)</p> <p>③資料の提供に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第138条第3項)</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に基づき、後期高齢者医療制度では、75歳以上の者又は65歳以上75歳未満で厚生労働省令で定めるところにより政令で定める程度の障害の状態にある者を被保険者とし、各都道府県の後期高齢者医療広域連合と市町村が連携して事務を行う。</p> <p>基本的な役割分担は、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療広域連合:被保険者の資格管理や被保険者証の交付、保険料の決定、医療の給付</li> <li>・市町村:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収、未納者への督促、滞納処分</li> </ul> <p>である。</p> <p>寒川町は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の各種申請・届出に関する事務 (高齢者の医療の確保に関する法律 第50条第2号、第54条 等)</p> <p>②保険料の徴収、還付に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第104条第1項)</p> <p>③資料の提供に関する事務(高齢者の医療の確保に関する法律 第138条第3項)</p> <p>(公金受取口座を活用した還付の実施) 後期高齢者医療保険料の還付に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>	事前	
令和5年2月1日	II-1 対象人数	1,000人未満(任意実施) 令和2年2月1日 時点	1,000人以上1万人未満 令和5年2月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-1③システムの名称	後期高齢者医療システム 収納管理システム 滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 後期高齢者医療標準システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療システム</li> <li>・団体内統合宛名システム</li> <li>・EUCシステム</li> <li>・統合収納管理システム</li> <li>・統合滞納管理システム</li> <li>・地方公共団体情報連携中間サーバーシステム</li> <li>・医療保険者等向け中間サーバー等</li> <li>・統合宛名管理システム</li> <li>・後期高齢者医療標準システム</li> </ul>	事後	
令和7年9月30日	I-2 特定個人情報ファイル名	被保険者台帳情報ファイル 賦課情報ファイル 交換情報データファイル 収納情報ファイル 滞納管理情報ファイル 給付情報ファイル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢関係ファイル</li> <li>・統合収納関係ファイル</li> <li>・統合滞納関係ファイル</li> <li>・住登外者宛名番号管理関係ファイル</li> <li>・団体内統合宛名関係ファイル</li> </ul>	事後	
令和7年9月30日	I-3 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条別表第一の59の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条(利用範囲) ＜別表(第九条関係)における利用範囲の根拠＞ 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「後期高齢者医療」が含まれる項(85の項)</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条</li> <li>・寒川町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例第4条</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年9月30日	I-4 ②法令上の根拠	<p>番号法 第9条 別表第一の59の項 第19条8号 別表第二の82の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号)第46条</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日 内閣府令第7号/総務省令第7号)第43条の2の2</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表</p> <p>&lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠&gt;</p> <p>・第三欄(情報提供者)が「医療保険者(市町村)」または「他の法律による医療に関する給付の支給を行うこととされている者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」または「他の法律による医療に関する給付の支給に関する情報」が含まれる項(2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、83、87、115、125、131、137、141、158、161、164、165、166及び173の項)</p> <p>&lt;利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠&gt;</p> <p>・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「高齢者の医療の確保に関する法律」が含まれる項(117の項)</p>	事後	
令和7年9月30日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)	<p>[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</p> <p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か →十分である</p> <p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か →十分である</p>	事後	
令和7年9月30日	II-1 対象人数	令和5年2月1日時点	令和7年9月30日時点	事後	
令和7年9月30日	II-2 取扱者数	令和2年2月1日時点	令和7年9月30日時点	事後	
令和7年9月30日	IV-8 人手を介在させる作業	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和7年9月30日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	